

## 小山市学校跡地活用検討支援業務委託 仕様書

### 委託事業名

小山市学校跡地活用検討支援業務

### 委託業務の目的

本業務は、小山市立豊田小学校の開校に伴い閉校となった旧小山市立豊田北小学校及び小山市立乙女小学校との合併により閉校となった旧小山市立網戸小学校について、学校跡地利用検討懇話会の提言書を踏まえた利活用や地域の魅力の向上及び需要予測に基づく民間利活用の可能性等の調査を行い、地域の特性を考慮した跡地利活用の検討を行うことを目的とする。

### 所在地

旧小山市立豊田北小学校 小山市大字大本 808

旧小山市立網戸小学校 小山市網戸1514

### 業務委託内容

令和4年3月に閉校となった旧小山市立豊田北小学校及び令和7年3月に閉校となった旧小山市立網戸小学校跡地に対して具体的に想定されうる活用方法を検討するものである。なお、業務の詳細については、受託者の提案を基に業務着手時に協議のうえ決定する。

#### (1)対象施設に関する条件整理

対象施設の状況を把握し、対象施設となる跡地の利活用の検討を進めるにあたって前提条件を整理するとともに、対象施設の概況及び物件調書の作成を行う。

#### (2)類似事例の分析

本市の現況及び対象施設の立地特性等を踏まえ、参考となる事例を収集し整理・分析を行う。また、対象施設において留意すべき事項等を考慮の上、実現可能性を検討し、必要に応じて参考となる事例のヒアリングや視察を行う。

#### (3)跡地利活用の方向性の検討

(1)(2)を踏まえ、対象施設の跡地利活用に関する基本的な方向性を検討する。

#### (4)サウンディング型市場調査の実施

跡地利活用を検討するうえで、対象施設及び当該エリアにおけるポテンシャルや土地活用上の課題、想定し得る施設機能及び事業アイデアを把握するために、民間事業者からサウンディング型市場調査を行う。なお、サウンディング型市場調査を実施するにあたり、予め跡地利活用の方向性、機能案を準備し効率的、効果的な意見を収集できるように留意すること。

#### (5)現地見学会の開催支援

希望する民間事業者等に対し、現地見学会を開催する(各1回程度)。受託者は現地見学会の企画及び運営支援を行う。

#### (6) サウンディング型市場調査結果報告書の作成

旧小山市立豊田北小学校及び旧小山市立網戸小学校サウンディング型市場調査の結果報告書の作成を行う。

#### 業務期間

契約開始日から令和8年3月25日(水)まで

#### 委託料

5,000千円(消費税及び地方消費税を含む)以内

#### 事業計画の作成

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書を作成し小山市に提出しなければならない。事業計画書に基づき、事業内容の詳細及び業務スケジュールについて協議を行う。

#### 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時(1回)、中間時(3回)、完了時(1回)程度実施することとし、打ち合わせ協議後は、打ち合わせ協議書を作成し提出する。

#### 成果品および納期限

(1) 旧小山市立豊田北小学校及び旧小山市立網戸小学校

サウンディング型市場調査結果報告書 1式

(2) 上記の電子データ 1式

(3) その他協議により必要と認められたもの

成果品の電子データはPDFのほか、編集可能なファイル形式(Microsoft Word、Excel、PowerPoint等)のものも併せての納品すること。

#### 著作権等の権利

成果品の帰属については次の通りとする。

(1) 受託者は、成果物の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて本市に無償譲渡するものとする。

(2) 受託者は成果物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 前各号の規定に関わらず、成果物に受託者が既に著作権を保有している者(以下、「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は本市に対し、当該成果物を本市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

#### 業務実施上の条件

(1) 検討に必要な資料は、貸与する。

- (2)実施体制には、業務責任者を置き、事務全般の活動を一元化(トータルコーディネーター)すること。
- (3)外部委員会、議会、公表対応等において、受託者は本市の指示に従い、必要に応じて支援すること。

#### 業務完了報告書の提出

受託者は事業完了後速やかに「業務完了報告書」を作成し、小山市に提出するものとする。

#### その他

- (1)受注者は、関係諸機関の法令を遵守し、かつその指示に従い慎重に業務を行うこと。
- (2)受注者は、業務の詳細及び作業範囲について発注者と連絡を密にとり、その意図や目的を十分に理解した上で業務を実施すること。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (3)その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めることとする。